

水振第 188 号

令和 5 年 5 月 24 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 57 条第 1 項及び岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 2 号に掲げる知事許可漁業について、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（高梨）

電話：019-629-5819

FAX：019-629-5824

E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

小型機船底びき網漁業の制限措置等について

漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める次の小型機船底びき網漁業について、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び岩手県漁業調整規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和 5 年 月 日

岩手県

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
手繰第 3 種漁業(貝、なまこけた網漁業)	貝、なまこ	第一種共同漁業権の免許区域内の海域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	制限なし	15 トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉伊郡(普代村を除く。)に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市及び上閉伊郡に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸前高田市に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
通年

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年8月1日（令和5年8月2日以降の場合は許可の日）から令和8年7月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) ・・・・と・・・を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の海域においては、操業してはならない。

(イ) ・・・・と・・・を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の海域においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。

(ウ) 魚類を採捕してはならない。（漁業協同組合の同意が貝類（又はなまこ）の操業に限られている場合は、「なまこ（又は貝類）及び魚類を採捕してはならない。」とする。）

(エ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき漁業 者の数
水産動 植物の 種類								
なまこ漁業 (なまこ潜水 器漁業及び繁 殖期なまこ漁 業を除く。)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業一共 第15号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域	8月 1日 から 3月 31日 まで	-	-	久慈市に住所を有する者	10
			第一種共同漁業一共 第103号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域				下閉伊郡岩泉町に住所を有する者	26
			第一種共同漁業一共 第105号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域				宮古市に住所を有する者	28
			第一種共同漁業一共 第106号に隣接する 漁業権が設定されて いない海域				宮古市に住所を有する者	77

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月15日から令和5年7月18日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年8月1日（令和5年8月2日以降の場合は許可の日）から令和6年3月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

（イ） 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業 (なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く。)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	8月1日から3月31日まで	-	-	久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							宮古市及び下閉伊郡(普代村を除く。)に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							釜石市及び上閉伊郡に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							大船渡市及び陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし

なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）	なまこ	潜水器	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	8月1日から3月31日まで	-	-	久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							宮古市及び下閉伊郡（普代村を除く。）に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							釜石市及び上閉伊郡に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							大船渡市及び陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年8月1日（令和5年8月2日以降の場合は許可の日）から令和6年3月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) なまこ漁業（なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く。）

- a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。
- b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）

- a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。
- b 日没から日の出までの間は、操業してはならない。
- c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

- ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。